

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年10月30日(月曜日)  
開 会 午前 9時57分  
閉 会 午前10時05分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	泉 英 之
委 員	田 辺 裕 三
//	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	岡 部 享
//	舎 川 智 也
//	押 田 大 祐
//	松 井 桂 将
//	横 野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	吉 田 修
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課主任	澤 井 将

## 7 会議の概要

委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。  
まず、委員会記録の署名委員に舎川委員、押田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、12月定例会の運営についてであります。お手元に配付の資料1を御覧ください。

まず、市長から11月30日（木曜日）に12月定例会を招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

次に議案説明会については、11月22日（水曜日）に開催となりますので、御承知おき願います。

また、議案書は11月27日（月曜日）に当局より配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず、1つ目の決算の認定時期についてであります。決算の審査については、10月10日、11日、12日、13日及び17日に開催されました、予算決算委員会及び各分科会において既に終了しているところであります。

そこで、今年度においても昨年度と同様に12月定例会初日の本会議において決算の審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の会期及び審議日程についてであります。

まず、審議日程についてであります。お手元の資料1に記載しました日程（案）としてはどうかと考えており、招集日以降の日程について読み上げたいと思っております。それでは申し上げます。

11月30日（木曜日）本会議（提案理由説明、決算分の討論・採決ほか）、12月1日（金曜日）議

案調査日、12月2日（土曜日）、12月3日（日曜日）休会、12月4日（月曜日）議案調査日、12月5日（火曜日）、12月6日（水曜日）本会議（一般質問）、12月7日（木曜日）議案調査日、12月8日（金曜日）本会議（一般質問）、12月9日（土曜日）、12月10日（日曜日）休会、12月11日（月曜日）本会議（一般質問）と予算決算委員会（前期全体会）、12月12日（火曜日）経済環境分科会及び経済環境委員会、12月13日（水曜日）厚生分科会及び厚生委員会、12月14日（木曜日）建設分科会及び建設委員会、12月15日（金曜日）総務文教分科会及び総務文教委員会、12月16日（土曜日）、12月17日（日曜日）休会、12月18日（月曜日）予算決算委員会（後期全体会）、12月19日（火曜日）議案調査日、12月20日（水曜日）本会議（委員長報告・質疑・討論・採決ほか）となります。

日程については、以上のとおりであります。

したがって、会期は11月30日から12月20日まで、21日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、12月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思っております。

まず、定例会初日、11月30日の決算に係る討論・採決に向けた通告期限については、11月28日（火曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が11月29日（水曜日）の正午までとなります。

最終日、12月20日の討論・採決に向けた通告期限については、12月18日（月曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が12月19日（火曜日）の正午までとなりますので、併せて御承知おきください。

次に、3つ目の一般質問及び議案質疑についてであ

ります。

お手元の資料1に記載のとおり、一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が、11月24日（金曜日）の午後5時まで、次に、一般質問予定書の提出期限については、11月27日（月曜日）の午後3時までであります。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、チームズにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、11月30日（木曜日）の正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。

発言通告書を提出する際には、通告時間に見合った量の質問となるよう十分配慮していただきたいと思います。

また、その際にもし質問の補足として配付したい資料があれば、併せて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、12月1日（金曜日）の本委員会にて資料の配付を認めるかについての協議を行いたいと思います。

次に、一般質問の質問時間についてですが、参考までに9月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきましたので御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、12月1日（金曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、4つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを、12月定例会に提出することになっておりますので、今回は、11月30日（木曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、12月1日（金曜日）の本委員会において、一括して報告

いたします。

次に、5つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までが提出期限となっておりますので、今回は、12月8日（金曜日）の午後5時までとなります。次に、協議事項の2番目、一般質問についてであります。

これまでの一般質問において改善が求められる事例が見受けられましたので、御紹介したいと思います。1つ目は、選択した質問時間に見合った質問の量となっていないため、質問時間内に全ての質問を行うことができないことや、市当局が十分な答弁を行えないケースです。これについては、口頭申合せ事項に「一般質問の通告時間に見合った量の質問とする」「一般質問においては、当局の答弁時間も考慮し、選択した質問時間で収まる一般質問の量とすること」とあります。

2つ目は、一問一答方式での質問において、特に、終了間際に複数の質問を1つにまとめて一度に質問するケースです。これは、一問一答方式の趣旨を十分に理解して質問するように注意願います。

3つ目は、一般質問において、資料、文書等の印刷物を掲げ示すケースです。これについては、口頭申合せ事項に「一般質問時におけるパネル等の使用は認められていない。説明の補助手段として、許可を得ての紙資料の配布は可能」とあります。また、平成24年6月定例会では一般質問時に新聞記事を掲示した際に、議長より資料は提示しないようにと注意されたケースがありました。

以上であります。議員各位におかれましては御注意ください。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年12月定例会  
(令和5年10月30日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 舎川智也

署名委員 押田大祐